

○個人情報の開示等に係る審査請求手続事務処理要領の制定について

令和5年3月31日

道本総第4780号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

個人情報の開示等に係る不服申立手続の事務処理要領は、これまで「個人情報の開示等に係る不服申立手続事務処理要領の制定について」（令3. 2. 18道本総第3829号。以下「旧通達」という。）に基づいて行ってきたところであるが、この度、令和5年4月1日から、改正「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が施行されること等に伴い、新たに別添のとおり「個人情報の開示等に係る審査請求手続事務処理要領」を定め、同日から運用することとしたので、所属職員に周知徹底を図り、その適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

個人情報の開示等に係る審査請求手続事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、北海道公安委員会審査請求手続規則の施行に関する訓令（平成28年警察本部訓令第17号。以下「審査請求訓令」という。）第22条第4項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）に基づく処分等に係る北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する審査請求の事務処理に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 審査請求の相談対応

1 開示決定等に対する審査請求

個情法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定又は同条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（個情法第81条の規定により開示を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）（以下これらを「開示決定等」という。）、個情法第93条各項の規定による訂正請求に対する決定（以下「訂正決定等」という。）又は個情法第101条各項の規定による利用停止請求に対する決定（以下「利用停止決定等」という。）（以下これらを「訂正・利用停止決定等」といい、「開示決定等」及び「訂正・利用停止決定等」を併せて「開示・訂正・利用停止決定等」という。）に不服のあるものから審査請求を行いたい旨の相談を受けたときは、次の事項を説明するものとする。

ア 審査請求の種類

審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき行うものであること。したがって、警察本部長が行った開示・訂正・利用停止決定等に不服がある場合は、上級行政庁である公安委員会に対して審査請求を行うこととなること。

イ 審査請求の期間

処分についての審査請求は、法第18条の規定により開示・訂正・利用停止決定等があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならないこと。ただし、法第18条第1項ただし書の規定により、正当な理由があるときは、この限りではないこと。

なお、審査請求期間の計算については、法第18条第3項の規定により、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送付（以下「郵送等」という。）に要した日数は、算入しないものであること。

ウ 審査請求書の提出

審査請求は、法第19条第1項の規定により、審査請求書を提出してしなければならないこと。

エ 審査請求書の記載事項

審査請求書には、法第19条第2項の規定により、次の事項を記載しなければならないこと（文例1の1審査請求書を参照。）。

- a 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所（このほか、審査請求人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、又は代理人によって審査請求をするときは、その代表者若しくは管理人又は代理人の氏名及び住所又は居所）
- b 審査請求に係る処分（開示・訂正・利用停止決定等）（以下「原処分」という。）の内容
- c 原処分があったことを知った年月日（通常は次に掲げる通知書（以下「不開示・不訂正・不利用停止決定等通知書」という。）が審査請求人の住所又は居所に到達した日）
 - (a) 保有個人情報一部開示決定通知書（個人情報の保護に関する法律の施行に関する公安委員会規則（令和5年北海道公安委員会規則第5号。以下「施行規則」という。）別記第5号様式及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道警察本部規程（令和5年警察本部告示第190号。以下「施行規程」という。）別記第5号様式。以下「一部開示決定通知書」という。）
 - (b) 保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（施行規則別記第7号様式及び施行規程別記第7号様式。以下「不開示決定通知書」という。）
 - (c) 保有個人情報訂正決定通知書（施行規則別記第17号様式及び施行規程別記第17号様式）
 - (d) 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（施行規則別記第18号様式及び施行規程別記第18号様式）
 - (e) 保有個人情報利用停止決定通知書（施行規則別記第24号様式及び施行規程別記第24号様式）
 - (f) 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（施行規則別記第25号様式及び施行規程別記第25号様式）
- d 審査請求の趣旨及び理由
- e 処分庁の教示の有無及びその内容
- f 審査請求の年月日

オ 記載に当たっての留意事項

審査請求書の記載事項のうち、エのdの事項の審査請求の趣旨及び理由の記載に当たっては、次の事項に留意すること。

- a 審査請求の趣旨は、原処分の取消しを求める場合にあっては、その取消しを求める部分を明確に記載すること。
- b 審査請求の理由は、送付を受けた不開示・不訂正・不利用停止決定等通知書に記載された決定理由などを参照した上、原処分がなぜ違法であるかを個情法の条項や条文を引用するなどして具体的に記載すること。

2 不作為についての審査請求

保有個人情報の開示請求から相当の期間（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号）第4条第1項に規定する開示決定等の期間又は同条第2項の規定に基づく開示決定等の期間の延長後の期間若しくは同条例第5条の規定に基づく開示決定等の期間の特例の適用による期間）が経過したにもかかわらず開示決定等がされていないため不作為についての審査請求を行いたいとする者から相談を受けたときは、次の事項を説明するも

のとする。

保有個人情報の訂正請求及び利用訂正請求から相当の期間（個情法第94条第1項若しくは個情法第102条第1項に規定する訂正・利用停止決定等の期間、個情法第94条第2項若しくは個情法第103条の規定に基づく訂正・利用停止決定等の期間の特例の適用による期間）が経過したにもかかわらず訂正・利用停止決定等がされていないため不作為についての審査請求を行いたいとする者から相談を受けたときも、同様とする。

ア 審査請求の種類

審査請求は、法第3条の規定に基づき行うものであること。したがって、警察本部長に対する開示請求に係る不作為に不服がある場合であっても、上級行政庁である公安委員会に対して審査請求を行うこととなる。

イ 審査請求書の提出

審査請求は、法第19条第1項の規定により審査請求書を提出してしなければならないこと。

ウ 審査請求書の記載事項

審査請求書には、法第19条第3項の規定により次の事項を記載しなければならないこと（文例1の2審査請求書を参照。）。

- a 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所（この他、審査請求人が法人その他の社団若しくは財団であるとき又は代理人によって審査請求をするときは、その代表者若しくは管理人又は代理人の氏名及び住所又は居所）
- b 当該不作為に係る処分についての開示請求の内容及び年月日
- c 審査請求の年月日

3 1及び2の審査請求に共通する事項

(1) 代表者等の資格証明

審査請求書には、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第4条第3項の規定により、代表者、管理人、代理人等の資格を証明する書面（代表者資格証明書（法人の代表者にあつては代表者に係る登記事項証明書等、法人でない社団又は財団の代表者又は管理人にあつては当該団体の規約及び代表者又は管理人を選任したことを証する総会等の議事録の写し等を添付）、委任状等）を添付する必要があること（文例2資格を証明する書面を参照。）。

(2) 審査請求書の提出先

審査請求書の提出先は、警察本部総務課警察情報センター（以下「警察情報センター」という。）であること。

なお、郵送等による提出も可能であること。

第3 審査請求の受理

審査請求があつたときは、速やかに次によりこれを受理するものとする。

(1) 審査請求書の收受等

警察情報センターは、審査請求人から審査請求書の提出があつたときは、当該審査請求書を北海道警察文書管理規程（平成27年警察本部訓令第6号）の定めるところにより收受の手續を行い、審査請求受理簿（別記様式）に記載し、警察本部総務課長（以下「総務課長」という。）に提出するものとする。

(2) 審査請求の受理

総務課長は、審査請求書の提出を受けたときは、次により受理するものとする。

(ア) 審査請求書の確認

審査請求が適法であるかどうかを確認すること。

なお、不適法な審査請求とは、次のようなものであること。

- (a) 審査請求書の記載事項に不備があるもの
- (b) 審査請求書に代表者又は管理人、代理人等の資格を証明する書面が添付されていないもの
- (c) 審査請求をすることができる期間を経過した後にしたものであり、かつ、そのことについて正当な理由がないことが明白であるもの
- (d) 審査請求の提起先を誤っているもの（公安委員会が行った処分に係る審査請求を警察本部長に対してしたもの等）
- (e) 審査請求をすることができない事項についてしたもの（開示した公文書に記録されている情報の真偽に対するもの、不作為に係る開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示・訂正・利用停止請求」という。）について相当の期間（第2の2の柱書きの括弧内参照）を徒過する前になされたもの等）
- (f) 審査請求をすることができない者がしたもの

(イ) 審査請求の補正命令

審査請求が不適法であって補正することができるもの（(ア)の(a)又は(b)の事項に該当する審査請求）であるときは、法第23条の規定に基づき、相当の期間（その補正すべき箇所を補正するのに社会通念上、必要とされる期間）を定めて、次によりその補正を命じること。

なお、補正ができる審査請求であるにもかかわらず、補正を命じないで当該審査請求を不適法であるとして却下した場合は、その裁決は違法なものとなるので留意すること。

- (a) 補正命令は、補正命令書（北海道公安委員会審査請求手続規則（平成28年北海道公安委員会規則第4号。以下「審査請求規則」という。）別記第6号様式）により行うこと。この場合の補正命令書の送付は、配達証明扱いの郵便又は信書便の役務のうち配達証明扱いの郵便に準ずるもの（以下「配達証明郵便等」という。）により行うこと。
- (b) 審査請求人の便宜を図るため、補正命令書を送付する際には、文例3を参考として作成した審査請求補正書の記載例を同封すること。
- (c) (ア)の(a)の事項に該当する審査請求であっても、審査上何ら支障を生じない場合（審査請求期間内に審査請求をしたことが明らかである場合において、「処分庁（公安委員会又は警察本部長）の教示の有無及びその内容」の記載が不備あるとき等）には、補正を命じる必要がないこと。

(ウ) 審査請求の受理報告

審査請求を受理したときは、審査請求受理報告書（審査請求訓令別記第1号様式）により、公安委員会に報告することとし、当該報告書には、審査請求を添付するとともに、必要に応じて関係書類（保有個人情報開示請求書等又は不開示・不訂正・不利

用停止決定等通知書、開示請求に係る公文書の写し等)を添えること。

なお、郵送等により審査請求書が提出された場合にあつては、当該郵送等に係る封皮を審査請求書に添付すること。

(e) 不適法の場合

次の事由に該当するときは、後記第4から第8までの事項に掲げる手続を経ることなく、後記第9の規定に従って当該審査請求に対する裁決を行うこと。

- (a) 審査請求が不適法であつて、補正することができないもの(7)(c)から(f)までの審査請求)であることから、却下するとき。
- (b) 審査請求が不適法であつて、(f)の補正命令に応じないことから、却下するとき。
- (c) 審査請求の目的が消滅したことから、却下するとき(審査請求に対する裁決を行う前に原処分を取り消した場合や不作為が解消された場合等)
- (d) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき(当該公文書の開示について反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき又は保有個人情報の利用停止をすることとするとき。

(3) 開示の停止

総務課長は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報に係る開示決定(保有個人情報の全部又は一部を開示する決定をいう。)に対し、当該第三者から審査請求があつた場合に、総務部長が当該第三者からの申立て(文例4開示停止申立書を参照。)により開示の停止をするかどうかの決定をしたとき又は職権で開示の停止をしたときは、その旨を公安委員会に報告するとともに、執行停止(不停止)決定書(審査請求規則別記第7号様式)により当該第三者に通知すること。この場合において、開示請求者(「北海道公安委員会及び警察本部長の個人情報保護事務取扱要綱の制定について」(令5. 3. 29道本総第4703号。以下「要綱」という。)第5の2の(1)の事項の請求者をいう。)に対しても、開示の停止について同様に通知すること。

第4 弁明書の作成、送付等

個情法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第29条の規定による弁明書の作成、送付等については、次により取り扱うものとする。

- (1) 総務課長は、審査請求訓令第11条の規定に基づき、警察本部の主管課長(課長に相当する者を含む。以下「本部主管課長」という。以下同じ。)に対し、弁明書提出要求書(審査請求規則別記第11号様式)に審査請求書の副本を添えて送付し、弁明書作成の依頼をするものとする。
- (2) 弁明書作成の依頼を受けた本部主管課長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定により、相当の期間内に文例5を参考として弁明書を作成して総務課長に提出するものとする。
- (3) 弁明書を受領した総務課長は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第5項の規定により、これを審査請求人及び参加人(以下「審査請求人等」という。)に対して送付するものとする。この場合において、当該弁明書は反論書(意見書)を提出する旨及び提出期間を記入した反論書等提出期限設定通知書(審査請求規則別記様式第12

号様式)に添付して送付するものとする。

- (4) (3)の期限までに反論書(意見書)が提出されない場合は、個人情報第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第41条第2項第1号口の規定により、更に一定の期間を示して、審査請求人等に再度通知するものとする。

第5 審理手続の併合・分離

総務課長は、必要があると認める場合には、個人情報第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。

(1) 審理手続の併合

総務課長は、審理手続を行う複数の審査請求が、一の審理手続により審理を行うことが適当と認められる場合には、審査請求人等のプライバシーの保護等を考慮しつつ、これらの審査請求に係る審理手続を併合するものとすることができるが、併合する場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (ア) 審理手続を併合することが適当である具体例としては、次のようなものであること。
- (a) 複数の審査請求に係る処分等が相互に関連しており、対象となる公文書が共通する場合や、審査請求人等が共通しており、口頭意見陳述等の手続を一括して行うことが効率的である場合など、手続を一括して行うことにより審理をより円滑かつ迅速に進めることができる場合
- (b) 争点が共通する大量の審査請求など審理手続を個別に行うよりも当該争点についての審理を一括して行うことが効率的である場合
- (イ) 審理手続を併合した場合には、手続併合(分離)通知書(審査請求規則別記第31号様式)により審査請求人等に通知すること。
- (ウ) 必要に応じて、審査請求人等が所持していない弁明書等(当該審査請求人等が参加していなかった併合前の審査請求に係る弁明書等)の写しを送付すること。
- (エ) 北海道情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)への諮問に際し、(イ)により送付した通知文の写しを添付すること。

(2) 審理手続の分離

併合した審理手続について、一の審理手続により審理を行うことが適当でないと認められるに至った場合には、審理手続を分離することとし、この場合は次のとおり取り扱うものとする。

- (ア) 審理手続を併合して行うことが適当でないと認められる場合の具体例としては次のようなものが想定されるが、個々の事案に応じて、総務課長が適切に判断すること。
- (a) 一部の審査請求について、必要な審理を終えたと認められるに至った場合
- (b) 審理手続の進行に伴って、併合されている数個の審査請求の争点等が区々となり、一の手続により審理を進めるメリットが失われた場合
- (イ) 審理手続を分離した場合には、手続併合(分離)通知書により審査請求人等に通知すること。
- (ウ) 併合して審理を行っている過程で提出された証拠書類等については、各審査請求において、それぞれ証拠書類等として取り扱うことが適当と認められる場合には、適宜写しを作成するなど、その後の審理に支障が生じないよう対応すること。

なお、当該書類等の写しを作成した場合は、写しの作成日時及び作成者の氏名並びに当該書類等の提出者及び提出日時を当該写しに記載すること。

(エ) 審査会への諮問に際し、(2)により送付した通知文の写しを添付すること。

第6 審査請求事案の諮問

総務課長は、第4の(3)の事項の弁明書を送付し、反論書（意見書）の提出があったとき、反論書（意見書）の提出がなかったとき又は審査請求人から反論書を提出しない旨の意思が示されたときは、個情法第105条第3項で準用する同条第1項の規定による北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問の手続について、次により行うものとする。

- (1) 諮問は、反論書（意見書）の提出があったとき、第4の(3)の事項により定めた反論書（意見書）の提出期限を過ぎても反論書（意見書）の提出がなかったとき又は審査請求人から反論書を提出しない旨の意思が示されたときは、速やかに文例6を参考とした諮問文及び審査会が別に定める資料を作成すること。
- (2) 公安委員会に報告した上で、当該諮問文等を審査会事務局（北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター）に提出すること。
- (3) 審査会に諮問したときは、速やかに個情法第105条第3項で準用する同条第2項各号に掲げる者に対し、諮問した旨を「審査会諮問通知書」（施行規則別記第22号様式）により通知すること。

第7 参加人の参加手続等

総務課長は、個情法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第13条に規定する参加人の参加手続等については、次により取り扱うものとする。

- (1) 利害関係人（開示決定等について反対意見書を提出した第三者、第三者から審査請求があった場合の開示請求者等、審査請求人以外の者であって審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者）から審査請求に参加人として参加したい旨の申請（文例7参加許可申請書を参照。）があった場合は、個情法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の規定により、許可するかどうかの決定をし、参加人参加許可（不許可）書（審査請求規則別記第3号様式）によりその旨を通知すること。
- (2) 必要があると認めるときは、公安委員会に報告した上で、個情法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定により、利害関係人に対し、参加人参加要求書（審査請求規則別記第4号様式）により参加人として審査請求に参加することを求めること。

第8 審理手続の終結

審査会に諮問した審査請求について、答申を受けたときは、個情法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第41条第1項の規定に基づき、審理手続を終結するものとする。

第9 審査請求に対する裁決

総務課長は、公安委員会が次により行う法第45条、第46条又は第49条の規定に基づく審査請求に対する裁決に資するため、必要な事務処理を行うものとし、その結果は審査請求審理調査書（審査請求訓令別記第9号様式）により公安委員会に報告するとともに、公安委員会が裁決したときは、所定欄にその旨を記載するものとする。

(1) 却下の裁決

審査請求が次のような事由に該当するときは、法第45条第1項又は第49条第1項の規定により、裁決で、当該審査請求を却下する。

- (ア) 審査請求が不適法であって、補正することができないものであるとき（不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間（第2の2の柱書きの括弧内参照）が経過しないでされたものである場合を含む。）。
- (イ) 審査請求が不適法であって、補正命令に応じないとき。
- (ウ) 審査請求の目的が消滅したとき（審査請求に対する裁決を行う前に、原処分が取り消された場合や解消された場合など）。
- (エ) 審査請求が審査会によって諮問を要しないものと認められた場合。

(2) 棄却又は認容の裁決

審査請求が第3の(2)の(エ)の(d)の事項に該当するときは、法第46条第1項の規定により裁決で当該審査請求を認容する。

審理手続を終結した旨を審査請求人等に通知したときは、遅滞なく、当該答申を尊重して、法第45条第2項若しくは第49条第3項の規定により裁決で当該審査請求を棄却し、又は第46条第1項の規程により裁決で当該審査請求を認容する。

なお、審査請求を認容する場合の裁決は、原則として次の裁決内容を示す主文により行うこと。

- (ア) 開示決定等に対する開示請求者からの審査請求を認容（一部認容を含む。）する場合
開示決定等を変更する旨の決定
- (イ) 開示決定に対する第三者からの審査請求を認容（又は一部認容）する場合
開示決定を取り消す（又は一部を取り消す）旨の決定
- (ウ) 訂正決定等に対する訂正請求者からの審査請求を認容（一部認容を含む。）する場合
訂正決定等を変更する旨の決定
- (エ) 利用停止決定等に対する利用停止請求者からの審査請求を認容（一部認容を含む。）する場合
利用停止決定等を変更する旨の決定
- (オ) 不作為についての審査請求を認容する場合
当該不作為が違法又は不当である旨の宣言及び当該不作為に係る開示・訂正・利用停止請求に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該処分をする旨の決定

(3) 裁決書の作成

裁決は、個情法第106条第2項の規定により読み替えて適用する法第50条第1項の規定により、次の事項を記載した裁決書（審査請求についての審査庁又は処分庁の裁決の内容を示すために用いる文書をいう。以下同じ。）で行い、かつ、理由を付し、審査庁がこれに記名押印をしなければならないこととされているので、次により裁決書を作成する。

- (ア) 文例8を参考とし、次の事項を記載した裁決書を作成する。

なお、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項は、取消訴訟を提起することができる裁決をする場合には、当該裁決の相手方に対し、当該裁決に係る取

消訴訟の被告とすべき者及び当該裁決に係る取消訴訟の出訴期間を書面で教示しなければならない旨、定めているので留意すること。

- (a) 裁決する旨の文言
 - (b) 裁決内容を示す主文
 - (c) 審査請求に係る事実
 - (d) 審査請求の要旨
 - (e) 裁決の理由（(b)の主文が審査会の答申における結論の主旨と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）
 - (f) 審査庁又は処分庁の記名押印
 - (g) 取消訴訟を提起することができるものについては、取消訴訟を提起することができる旨、取消訴訟の被告、管轄裁判所及び出訴期間
- (イ) 裁決書は浄書の上、審査庁又は処分庁の印を押印し、裁決書の原本を作成すること。

(4) 裁決書謄本の送達

裁決は、法第51条の規定により、審査請求人に送達することによってその効力が生じ、裁決の送達は、裁決書の謄本（裁決書の写し）を送付することによって行うこととされているから、次により裁決書の謄本を作成し、審査請求人に送付しなければならない。この場合において、当該裁決に係る開示請求者が審査請求人でないときは、当該開示請求者に裁決書の謄本を送付しなければならない。

(ア) 裁決書の原本全部を複写し、別葉に「本書は原本に基づいて作成した裁決書の謄本です。」との文言及び謄本を作成した年月日を記載し、審査庁又は処分庁（公安委員会）の記名押印を行った上、裁決書の写しの末葉の次にとじ込み、割印を押印すること。

(イ) 裁決書の謄本の送付は、裁決書謄本送付書（審査請求規則別記第32号様式）を添付して配達証明郵便等により行うこと。この場合において、公安委員会が審査請求人からの審査請求を容認する裁決を行った場合を除き、裁決書の末尾に「取消訴訟の被告とすべき者及び出訴期間の教示文」を付記すること。

(ウ) 参加人及び開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）への裁決書の謄本の送付は、前事項の送付の方法により行うこと。この場合において、当該謄本の審査請求人の住所及び氏名を墨塗りするなどして、開示請求者と第三者の双方が互いに特定されないように留意すること。この場合において、裁決書の末尾には、前事項に定める付記はしないこと。

(エ) 処分庁が警察本部長である場合の裁決書の謄本の送付は、裁決書謄本送付書により送付すること。

第10 開示請求者からの審査請求を認容する裁決をした場合の取扱い

総務課長は、公安委員会が開示請求者からの審査請求を認容する裁決（審査請求の一部を認容する裁決を含む。）を行った場合は、次により事務処理を行うものとする。

(1) 開示決定等を変更した場合

ア 開示決定等を変更する旨の裁決により、保有個人情報の開示を行う必要がある場合は、文例9を参考として作成した開示する旨の通知文を速やかに開示請求者に送付すること。この場合において、当該通知文の記入要領は要綱第5の13の(1)の事項の規定に準じるこ

と。

イ 保有個人情報の開示の日時及び場所の指定は、要綱第5の14の事項の規定により行うこと。

ウ 第三者である参加人が保有個人情報の開示に反対の旨の意見陳述又は意見書の提出を行っている場合は、当該参加人に対し、開示の実施及びその理由並びに開示を実施する日を審査請求に係る保有個人情報の開示通知書（施行規則別記第30号様式又は施行規程別記第29号様式）により通知すること。

エ 前項の場合において、個人情報法第107条第1項で準用する同法第86条3項の規定により、審査請求に対する裁決の日と開示を実施する日との間に、少なくとも2週間置かなければならない。

オ 開示決定等を変更する旨の裁決がなされた場合において、変更内容が不開示処分を開示又は一部開示に変更したときの保有個人情報の開示の方法等については、要綱第5の15の事項から20の事項までの規定により行うこと。

また、当該変更内容が一部開示の内容を変更する場合の保有個人情報の開示の方法等については、開示用の公文書の写しを作成し、これを請求者に警察情報センター等において手渡すか、郵送等によるかのいずれかの方法により行うこと。

なお、第9の(4)の事項による裁決書の謄本の送付に併せて、ア及びウの事項の規定による通知を行って差し支えない。

また、ウの事項の規定による通知をした場合を除き、当該送付に併せて開示できる公文書の写しを送付して差し支えない。

(2) 特定の開示をしない旨の決定を取り消し、又は変更した場合

ア 開示決定等のうち、次の事由により開示をしない旨の決定（以下「不開示決定」という。）を行った場合であって、当該決定を取り消し、又は変更する旨の裁決を行った場合は、1の事項によらず、以下のとおり事務処理を行うこと。

a 個人情報法第81条の規定により、保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否したとき

b 開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき

c 開示請求書に形式上の不備が認められた場合であって、開示請求者が事務担当課等（要綱第5の3の(1)の「事務担当課等」をいう。）による補正の求めに応じなかった場合における行政手続法（平成5年法律第88号。）第7条の規定により開示請求に対する開示決定等を拒否したとき

イ 不開示決定を取り消し、又は変更した場合は、開示することとなる部分に関して、速やかに要綱第5の11の規定により開示決定等に係る内部調整を行った上で、決定を行うこと。

ウ イの事項の決定を行ったときは、要綱第5の12の事項及び13の(1)の事項から(3)の事項までの規定により当該決定の通知を行うこと。この場合において、保有個人情報開示決定通知書（施行規則別記第4号様式又は施行規程別記第4号様式。以下「開示決定通知書」という。）若しくは一部開示決定通知書の「1 開示する保有個人情報」欄又は不開示決定通知書の「1 開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄に括弧書きで次のとおり付記すること。

「この通知に係る決定は、○年○月○日付け（記号）第○○号の裁決書の謄本のとおり、審査請求に対する裁決により、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定に基づく決定を取り消した（又は変更した）ことに伴い、改めて行ったものです。」

エ 開示決定等を行った場合の保有個人情報の開示の日時及び場所の指定は、要綱第5の14の事項の規定により行うこと。

また、開示の実施方法等については、要綱第5の15の事項から20の事項までの規定により行うこと。

(3) 当該不作為に係る開示請求に対して一定の処分をすべきものと認められた場合

ア 裁決で当該不作為が違法又は不当である旨の宣言を行い、当該不作為に係る開示請求に対して一定の処分をすべきものと認められた場合は、速やかに要綱第5の規定により開示請求に係る事務を行うこと。

イ アの事項により開示決定等を行ったときは、要綱第5の12の事項及び13の事項の規定により当該決定の通知を行うこと。この場合において、開示決定通知書若しくは一部開示決定通知書の「1 開示する保有個人情報」欄又は不開示決定通知書の「1 開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄に括弧書きで次のとおり付記すること。

「この通知に係る決定は、○年○月○日付け（記号）第○○号の裁決書の謄本のとおり、審査請求に対する裁決により、個人情報の保護に関する法律第82条第1項（又は第2項）の規定に基づく決定を行ったものです。」

ウ 開示決定等を行った場合の保有個人情報の開示の日時及び場所の指定は、要綱第5の14の事項の規定により行うこと。

また、開示の実施方法等については、要綱第5の15の事項から20の事項までの規定により行うこと。

第11 第三者からの審査請求に対する裁決をした場合の取扱い

総務課長は、公安委員会が第三者に関する情報が含まれている保有個人情報に係る開示等の決定に対し、当該第三者からの審査請求に対する裁決を行った場合は、次により事務処理を行うものとする。

(1) 審査請求を認容し、開示等の決定を取り消した場合

ア 開示決定を取り消した部分について、文例10を参考として作成した不開示決定をした旨の通知文を速やかに開示請求者に送付すること。

また、その写しを審査請求人（第三者）に送付すること。

イ 第9の(4)の事項による裁決書の謄本の送付に併せて、前事項の通知文を送付して差し支えないこと。

(2) 審査請求を棄却し、又は却下した場合

ア 開示を停止していた情報を開示することとし、文例11を参考として作成した開示を実施する旨の通知文を開示請求者に送付すること。

イ 審査請求（第三者）に対し、開示の実施及びその理由並びに開示を実施する日を第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書（施行規則別記第29号様式又は施行規程別記第28号様式）により通知すること。

ウ 個人情報法第107条第1項で準用する同法第86条第3項の規定により、審査請求に対する裁決の日と開示を実施する日との間に、少なくとも2週間置かなければならない。

エ 第9の(4)の事項による裁決書の謄本の送付に併せて、アの事項の規定による通知文の送付及びイの事項の規定による通知を行って差し支えないこと。

(3) 審査請求の一部を認容し、開示決定の一部を取り消した場合

ア 開示決定を取り消した部分については不開示決定をし、その余の開示を停止していた情報は開示することとし、文例10を参考として作成した通知文及び文例11を参考として作成した通知文を、ともに開示請求者に送付すること。

また、前者の通知文の写しを審査請求人（第三者）に送付すること。

イ (1)のイの事項及び(2)のイの事項からエの事項までの規定は、この場合について準用する。

(4) (2)及び(3)の事項の場合において、保有個人情報の開示の日時及び場所の指定は、要綱第5の14の事項の規定に準じて行うこと。

また、開示の方法については、要綱第5の15の事項から20の事項までの規定に準じて行うこと。

第12 訂正・利用停止請求者からの審査請求を認容する裁決をした場合の取扱い

総務課長は、公安委員会が訂正・利用停止決定等に係る審査請求を認容する裁決（審査請求の一部を認容する裁決を含む。）を行った場合は、次により事務処理を行うものとする。

(1) 訂正決定等を変更した場合

訂正決定等を変更する旨の決定により、保有個人情報の訂正を行った場合は、訂正した旨の通知文を速やかに訂正請求者に送付する。

なお、第9の(4)の事項による裁決書の謄本の送付に併せて、この通知文を送付して差し支えない。

(2) 利用停止決定等を変更した場合

利用停止決定等を変更する旨の決定により、保有個人情報の利用停止を行った場合は、利用を停止した旨の通知文を速やかに利用停止請求者に送付する。

なお、第9の(4)の事項による裁決（決定）書の謄本の送付に併せて、この通知を行って差し支えない。

第13 審査請求の取下げ

総務課長は、法第27条の規定による審査請求の取下げは、次により取り扱うものとする。

(1) 審査請求人から審査請求を取り下げる旨の申出があったときは、法第45条、第46条又は第49条の裁決があるまでは、いつでも書面により取下げができることを説明するとともに、当該審査請求を取り下げる旨を記載した書面（以下「審査請求取下書」という。）を警察情報センターに提出するよう求めること（文例12審査請求取下書を参照。）。

(2) 総務課長は、審査請求取下書を受理したときは、その旨を公安委員会に報告するとともに、既に審査会に諮問している場合は、速やかに当該諮問を取り下げること。

別記様式（第3の1の事項関係）

審 査 請 求 受 理 簿

整理番号	
決裁	
受 理 年 月 日	
審 査 請 求 人 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 又 は 居 所	
審 査 請 求 の 趣 旨 及 び 理 由	
処 分 庁 及 び 審 査 請 求 に 係 る 処 分	
原 処 分 決 定 年 月 日	
備 考	
処 理 結 果	
決裁	
裁 決 年 月 日	
裁 決 事 項	
裁 決 書 謄 本 送 付 年 月 日	
備 考	

注 規格は、A列4番縦長とする。

文例 1 の 1 処分についての審査請求書
その 1 (審査請求人が個人である場合)

審 査 請 求 書

○年○月○日

北海道公安委員会 様

審査請求人 北海太郎

次のとおり、審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所又は居所

北海太郎 ○○市○○町○丁目○番○号

2 審査請求に係る処分の内容

北海道警察本部長（北海道公安委員会）が、○年○月○日付け（記号）第○○号で行った保有個人情報の開示をしない旨の決定処分

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

○年○月○日

4 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を、「○○を開示する。」処分に変更するとの決定を求めます。

5 審査請求の理由

審査請求に係る処分は、次のとおり違法である。

(1)

(2)

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、北海道公安委員会に対し、審査請求をすることができます。」との教示がありました。

その2（審査請求人が法人である場合）

審 査 請 求 書

○年○月○日

北海道公安委員会 様

審査請求人 株式会社 北海社

上記代表者 代表取締役 北海次郎

次のとおり、審査請求をします。

1 審査請求人の名称及び所在地

株式会社 北海社 ○○市○○町○丁目○番○号

2 審査請求人の代表者の氏名及び住所又は居所

北海次郎 ○○市○○町○丁目○番○号

3 審査請求に係る処分の内容

北海道警察本部長（北海道公安委員会）が○年○月○日付け（記号）第○○号で行った保有個人情報一部開示決定処分

4 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

○年○月○日

5 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を、「○○の部分を開示とする」処分に変更するとの決定を求めます。

6 審査請求の理由

審査請求に係る処分は、次のとおり違法である。

(1)

(2)

7 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対し、審査請求をすることができます。」との教示がありました。

注 代表者資格証明書（登記事項証明書等を添付）等の代表者の資格を証明する書面を添付すること。

その3（審査請求人が法人でない団体である場合）

審 査 請 求 書

○年○月○日

北海道公安委員会 様

審査請求人 北海道の会
上記代表者 会長 北海三郎

次のとおり、審査請求をします。

- 1 審査請求人の名称及び所在地
北海道の会 ○○市○○町○丁目○番○号 北海三郎方
- 2 審査請求人の代表者の氏名及び住所又は居所
北海三郎 ○○市○○町○丁目○番○号
- 3 審査請求に係る処分の内容
北海道警察本部長（北海道公安委員会）が○年○月○日付け（記号）第○○号で行った
保有個人情報一部開示決定処分
- 4 審査請求に係る処分があったことを知った年月日
○年○月○日
- 5 審査請求の趣旨
審査請求に係る処分を、「○○の部分を開示とする」処分に変更するとの決定を求め
ます。
- 6 審査請求の理由
審査請求に係る処分は、次のとおり違法である。
 - (1)
 - (2)
- 7 処分庁の教示の有無及びその内容
「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3か月以内に、北海道公安委員会に対し、審査請求をすることができます。」との教示が
ありました。

注 代表者資格証明書（団体の規約及び代表者選任に係る総会議事録等を添付）等の代表者の
資格を証明する書面を添付すること。

その4（代理人によって審査請求をする場合）

審 査 請 求 書

○年○月○日

北海道公安委員会 様

審査請求人 北海太郎

上記代理人 北海四郎

次のとおり、審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び住所

北海太郎 ○○市○○町○丁目○番○号

2 代理人の氏名及び住所又は居所

北海四郎 ○○市○○町○丁目○番○号

3 審査請求に係る処分の内容

北海道警察本部長（北海道公安委員会）が○年○月○日付け（記号）第○○号で行った保有個人情報の開示をしない旨の決定処分

4 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

○年○月○日

5 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を、「○○を開示する。」処分に変更するとの決定を求めます。

6 審査請求の理由

審査請求に係る処分は、次のとおり違法である。

(1)

(2)

7 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道公安委員会に対し、審査請求をすることができます。」との教示がありました。

注 委任状等の代理人の資格を証明する書面を添付すること。

文例 1 の 2 不作為についての審査請求書
(審査請求人が個人である場合)

審 査 請 求 書

○年○月○日

北海道公安委員会 様

審査請求人 北海太郎

次のとおり、審査請求をします。

- 1 審査請求人の氏名及び住所又は居所
北海太郎 ○○市○○町○丁目○番○号
- 2 当該不作為に係る処分についての開示請求の内容及び年月日
審査請求人は、○年○月○日、北海道公安委員会に対して、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定による保有個人情報の開示を請求した。
- 3 審査請求の趣旨
2記載の開示請求について、速やかに保有個人情報を開示する旨の決定をするよう求めます。

文例2 資格を証明する書面
その1 (代表者)

<p>代 表 者 資 格 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 北海次郎 (北海三郎)</p> <p>上記の者は、別添登記事項証明書 (規約及び総会議事録の写し) のとおり株式会社北海社 (北海道の会) の代表者であることを証明する。 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 北海社 (北海道の会) 代表取締役 北海次郎 (会長 北海三郎)</p>

- 注1 () 書の部分は、審査請求人が法人でない団体の場合に使用すること。
2 法人の場合は、代表者に係る登記事項証明書を、法人でない団体の場合は、当該団体の規約及び総会議事録写し等を添付すること。

(法人でない団体の場合の代表者資格証明書の添付書類)

<p>北 海 道 の 会 規 約</p> <p>第1条 本会は、北海道の会と称する。 第2条 本会は、〇〇〇〇を目的とする。 ⋮ 第5条 本会の会長は、年度ごとに開催する総会において選任する。 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。 ⋮ 本書は、北海道の会の規約に相違ありません。 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">北海道の会 会長 北海三郎</p>

<p>北 海 道 の 会 総 会 議 事 録</p> <p>第1 〇年度の北海道の会の会長として北海三郎を満場一致にて選任した。 以下省略 本書は、〇年度の北海道の会の総会議事録 (抄本) に相違ありません。 〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">〇年度北海道の会総会書記 〇〇〇〇</p>

その2（代理人）

委 任 状

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
北海四郎

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

- 1 北海道警察本部長（北海道公安委員会）が〇年〇月〇日付け（記号）第〇〇号で私に対して行った保有個人情報の開示をしない旨の決定処分について、北海道公安委員会に対し審査請求をすることに関する一切の権限
- 2 1記載の審査請求の取下げに関する権限
〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
北 海 太 郎

注 2の事項は、代理人に審査請求の取下げを委任しない場合は削除すること。

文例3 審査請求補正書

(記載例)

審 査 請 求 補 正 書

○年○月○日

北海道公安委員会 様

審査請求人 北海太郎

○年○月○日付け（記号）第○○号達で補正を命ぜられたこのことについて、次のとおり補正します。

記

1 審査請求の理由

- (1)
- (2)

注 本件処分は、「保有個人情報一部開示決定通知書」に記載されているように、本件保有個人情報に記録された情報の一部が個人情報の保護に関する法律第78条第1項第○号の不開示情報に該当することを理由として行っていますので、審査請求の理由は同法の条項や条文を引用するなどして具体的に記載してください。

文例 4 開示停止申立書

開示停止申立書

○年○月○日

北海道公安委員会 様

(審査請求人)

住所 ○○市○○町○丁目○番○号

氏名 北海次郎

行政不服審査法第25条第2項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示の停止を申し立てます。

1 開示の停止に係る処分	○年○月○日付け（記号）第○○号で行った保有個人情報一部開示決定処分
2 開示の停止を求める保有個人情報の内容	
3 申立ての理由	
4 備 考	

文例 5 弁明書（開示決定等に対する審査請求の場合）

弁 明 書

年 月 日

1 審査請求に係る処分

〇〇年〇〇月〇〇日付けの〇〇〇第〇〇〇号で行った保有個人情報の開示をしない決定
処分

2 個人情報の内容

(1)

(2)

(3)

3 不開示理由

(1) 個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）第78条第1項第2号の該当性
について

本件開示請求に係る保有個人情報に含まれる情報のうち、〇〇については、明らかに
本人以外の個人に関する個人情報であり、開示することにより、なお開示請求者以外の
個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

また、〇〇については、これを開示すると、既に公表している〇〇と照合すること
により、特定の個人に係る〇〇が識別され得るものであり、これについても、開示す
ることにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認め
られる。

よって、本件開示請求に係る保有個人情報に含まれる情報のうち、〇〇及び〇〇につ
いては、本号に規定する不開示情報に該当するものである。

(2) 個情法第78条第1項第〇号の該当性について

((1)と同様に具体的に記載する。)

4 審査請求の理由に対する反論

(1) 審査請求人は、〇〇は〇〇であり、これを開示しても当該個人の権利利益が侵害され
ることはない旨主張する。

しかしながら、〇〇については、

のとおり、不開示情報に該当するものである。

(2) また、審査請求人は、・・・。

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないものである。

〔 実施機関名
担当部課等
連絡先 〕

文例6 諮問文

(記号) 第〇〇号
〇年〇月〇日

北海道情報公開・個人情報保護審査会
会長 〇〇〇〇 様

北海道公安委員会 印

保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について（諮問）
個人情報の保護に関する法律の規定による保有個人情報一部開示決定処分に対し、別添審査請求書（写し）のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項で準用する同条第1項の規定により、諮問します。
また、併せて関係資料を提出いたします。

記

- 1 審査請求の対象となった処分
〇年〇月〇日付け（記号）第〇〇号で行った保有個人情報一部開示決定処分
- 2 関係資料
 - (1) 審査請求書（写し）
 - (2) 保有個人情報開示請求書（写し）
 - (3) 保有個人情報一部開示決定通知書（写し）
 - (4) 審査請求の概要
 - (5) 弁明書（写し）
 - (6) 反論書・意見書（写し）
 - (7) 対象保有個人情報が記録されている公文書（写し）

※ 訂正請求に係る諮問の場合

- (1) 審査請求書（写し）
- (2) 保有個人情報訂正請求書（写し）
- (3) 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（写し）
- (4) 審査請求の概要
- (5) 弁明書（写し）
- (6) 保有個人情報開示決定通知書（写し）
- (7) 弁明書、意見書（写し）
- (8) 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている公文書（写し）
- (9) 訂正請求に係る証明書類（写し）

(北海道警察本部〇〇部〇〇課〇〇係)

文例 7 参加許可申請書

参加許可申請書

○年○月○日

北海道公安委員会 様

(住所) ○○市○○町○丁目○番○号

(氏名) 北海太郎

次のとおり審査請求に参加人として参加したいので、個人情報の保護に関する法律第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法第13条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 審査請求の件名

北海道警察本部長（北海道公安委員会）が、○年○月○日付け（記号）第○○号で行った保有個人情報一部開示決定処分に対する審査請求

2 参加の理由

1の審査請求に係る開示請求者であり、審査請求の結果に重大な利害関係を有するため。

文例 8 裁決書
その 1 (却下の裁決)

(記号) 第〇〇号

裁 決 書

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

審査請求人 北 海 太 郎

〇年〇月〇日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人(以下「請求人」という。)は、〇年〇月〇日、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個情法」という。)第76条第1項の規定に基づき、北海道公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対し、「〇〇〇〇」の開示の請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 公安委員会は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、〇〇〇〇(以下「本件保有個人情報」という。)を請求に係る保有個人情報の内容として特定し、〇年〇月〇日、本件保有個人情報が個情法第78条第1項第1号に規定する不開示情報が記録されている保有個人情報に該当することを理由として、本件保有個人情報の開示をしない旨の決定する処分(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を請求人に対し、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(〇年〇月〇日付け(記号)第〇〇号)によって通知した。
- 3 請求人は、〇年〇月〇日、公安委員会に対し、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

請求人は、本件処分の取消しを求めて、次のとおり主張する。

- 1
- 2

理 由

公安委員会は、本件審査請求について、請求人に対し、審査請求の理由で、審査請求に係る処分がなぜ違法であるかを明らかにするよう、行政不服審査法第23条の規定に基づき、審査請求書記載事項の補正を命じ(補正期限は、命令書到達の日の翌日から起算して14日間)、この命令は〇年〇月〇日に請求人に送達された。

しかしながら、請求人は、上記補正期限までにこの補正命令に従わず、何らの補正もしなかった。

したがって、本件審査請求は不適法なものである。

よって、主文のとおり裁決する。

〇年〇月〇日

北海道公安委員会 印

教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に本件処分若しくはこの裁決又はその両方の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分若しくはこの裁決又はその両方の取消しの訴えを提起することができなくなります。

裁 決 書

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
審査請求人 北 海 太 郎

〇年〇月〇日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、〇年〇月〇日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）第76条第1項の規定に基づき、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、「〇〇〇〇」の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 公安委員会は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、〇〇〇〇（以下「本件保有個人情報」という。）を請求に係る保有個人情報の内容として特定し、〇年〇月〇日、本件保有個人情報が個情法第78条第1項第1号に規定する不開示情報が記録されている保有個人情報に該当することを理由として、これに該当する情報を除いて本件保有個人情報の開示を決定する処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を請求人に対し、保有個人情報一部開示決定通知書（〇年〇月〇日付け（記号）第〇〇号）によって通知した。
- 3 請求人は、〇年〇月〇日、公安委員会に対し、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

請求人は、本件処分のうち、〇〇の本件処分の取消しを求めて、次のとおり主張する。

- 1
- 2

理 由

- 1 本件保有個人情報について
- 2 個情法第78条第1項第1号の該当性について
- 3 請求人の主張について

以上のとおり、本件保有個人情報のうち〇〇に係る部分の開示をしないとしたことは相当であり、請求人の主張には理由がないものである。
よって、主文のとおり裁決する。

〇年〇月〇日

北海道公安委員会 印

教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に本件処分若しくはこの裁決又はその両方の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分若しくはこの裁決又はその両方の取消しの訴えを提起することができなくなります。

その3（一部認容の裁決）

（記号）第〇〇号

裁 決 書

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
北海三郎方

審査請求人 北海道の会
上記代表者 会長 北 海 三 郎

〇年〇月〇日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

〇年〇月〇日付けで行った保有個人情報の開示をしない旨の決定を、「〇〇の部分を除き開示する。」裁決に変更する。

事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、〇年〇月〇日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）第76条第1項の規定に基づき、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、「〇〇〇〇」の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 公安委員会は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、〇〇〇〇（以下「本件保有個人情報」という。）を請求に係る保有個人情報の内容として特定し、〇年〇月〇日、本件保有個人情報が個情法第78条第1項第1号に規定する不開示情報が記録されている保有個人情報に該当することを理由として、これに該当する情報を除いて本件保有個人情報の開示を決定する処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を請求人に対し、保有個人情報一部開示決定通知書（〇年〇月〇日付け（記号）第〇〇号）によって通知した。
- 3 請求人は、〇年〇月〇日、公安委員会に対し、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

請求人は、本件処分の取消しを求めて、次のとおり主張する。

- 1
- 2

理 由

- 1 本件保有個人情報について
- 2 個情法第78条第1項第〇号の該当性について
- 3 請求人の主張について

以上のとおり、本件処分が開示をしないとした情報のうち、〇〇に係る部分は開示すべきであるが、その余の情報の開示をしないとしたことは相当である。

よって、主文のとおり裁決する。

〇年〇月〇日

北海道公安委員会 印

教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に本件処分若しくはこの裁決又はその両方の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分若しくはこの裁決又はその両方の取消しの訴えを提起することができなくなります。

裁 決 書

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
審査請求人 北 海 太 郎
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
上記代理人 会長 北 海 四 郎

〇年〇月〇日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

〇年〇月〇日付けで行った保有個人情報一部開示決定を、「〇〇を開示する。」裁決に変更する。

事案の概要

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、〇年〇月〇日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）第76条第1項の規定に基づき、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、「〇〇〇〇」の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 公安委員会は、本件開示請求に対応する保有個人情報として、〇〇〇〇（以下「本件保有個人情報」という。）を請求に係る保有個人情報の内容として特定し、〇年〇月〇日、本件保有個人情報が個情法第78条第1項第1号に規定する不開示情報が記録されている保有個人情報に該当することを理由として、これに該当する情報を除いて本件保有個人情報の開示を決定する処分（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を請求人に対し、保有個人情報一部開示決定通知書（〇年〇月〇日付け（記号）第〇〇号）によって通知した。
- 3 請求人は、〇年〇月〇日、公安委員会に対し、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

請求人は、本件処分を「〇〇を開示する。」処分に変更するとの決定を求めて、次のとおり主張する。

- 1
- 2

理 由

- 1 本件保有個人情報について
- 2 個情法第78条第1項第〇号の該当性について

以上のとおり、本件処分が開示をしないとした情報は開示することが相当である。よって、主文のとおり裁決する。

〇年〇月〇日

北海道公安委員会 印

文例 9 開示実施通知

その 1 (開示用保有個人情報を手交する場合)

保有個人情報開示実施通知書		(記号) 第〇〇号 〇年〇月〇日
北 海 太 郎 様		北海道公安委員会 印
<p>〇年〇月〇日付け(記号)第〇〇号の裁決書の謄本を送付しましたが、この審査請求に対する決定により、〇年〇月〇日付け(記号)第〇〇号で行った保有個人情報の開示をしない旨の決定を変更した部分について、次のとおり開示するので、通知します。</p>		
1 保有個人情報の内容及び開示する部分		
2 開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
	場 所	電話 (内線)
3 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)	
4 備 考		
<p>注 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。</p>		

その 2 (開示用保有個人情報を送付する場合)


保有個人情報開示実施通知書		(記号) 第〇〇号 〇年〇月〇日
北 海 太 郎 様		北海道公安委員会 印
<p>〇年〇月〇日付け(記号)第〇〇号の裁決書の謄本を送付しましたが、この審査請求に対する裁決により、〇年〇月〇日付け(記号)第〇〇号で行った保有個人情報の開示をしない旨の決定を変更した部分について、次のとおり開示するので、通知します。 なお、開示すべき保有個人情報の写しを別添のとおりに送付します。</p>		
1 保有個人情報の内容及び開示する部分		
2 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)	
3 備 考		

文例10 第三者の審査請求に係る保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第三者の審査請求に係る個人情報非開示決定通知書

(記号) 第〇〇号
〇年〇月〇日

北 海 太 郎 様

北海道公安委員会 

〇年〇月〇日付け(記号)第〇〇号で行った保有個人情報の開示(又は一部開示)の決定について、第三者からの審査請求に対する裁決により取り消した部分については、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

1 保有個人情報の内容及び開示しない部分	
2 1に記載された部分を開示しない理由	
3 担 当 部 課 等	部 課 電話 (内線)
4 備 考	

教 示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

文例11 第三者の審査請求に係る保有個人情報開示実施通知書

第三者の審査請求に係る保有個人情報開示実施通知書

(記号) 第〇〇号
〇年〇月〇日

北 海 太 郎 様

北海道公安委員会



〇年〇月〇日付け(記号)第〇〇号で行った保有個人情報の開示(又は一部開示)決定のうち、第三者からの審査請求があったことにより、〇年〇月〇日付けで開示を停止していた部分については、当該審査請求を棄却する旨の裁決により、次のとおり開示しますので通知します。

1 保有個人情報の内容及び開示する部分			
2 開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所	電 話	(内線)
3 担 当 部 課 等	部 課 電 話 (内線)		
4 備 考			

- 注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

文例12 審査請求取下書

審査請求取下書

○年○月○日

北海道公安委員会 様

○市○町○丁目○番○号

審査請求人 北 海 太 郎

私は、○年○月○日付けで提起した○年○月○日付け（記号）第○号で北海道警察本部長（北海道公安委員会）が行った保有個人情報○○○決定処分についての審査請求を取り下げます。